

刑事弁護に関わる登録制度・研修制度と そのインパクトに関する弁護士の認識

菅野 昌史（医療創生大学教授）

I. はじめに

本稿では、刑事弁護に関わる登録制度・研修制度とそのインパクトに対する弁護士の認識について検討する。具体的には、各地の弁護士会において作成されている「名簿」という存在に着目し、①刑事弁護に関し、弁護士会はどのような名簿を作成しているのか、②名簿への登載に必要とされる要件（研修制度の実態、等）はどのようなになっているのか、③それらの制度の効果と課題に関する弁護士の認識とはいかなるものか、これら3点について、インタビュー調査の結果をもとに記述し、検討を加える。その上で最後に、これら制度の改善に向けた方策に関して考察したい。以下で面接データを引用する場合、法律事務所と弁護士の略称は、本ミニ・シンポジウムの冒頭に位置する宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」の付表に記載された略称による。

では、なぜ「名簿」に着目するのか。本論に先立ち、まず名簿の機能という点について述べておきたい。言うまでもなく、弁護士となるには、日弁連に備えられた「弁護士名簿」への登録が要件とされる（弁護士法第8条）。その結果、「弁護士名簿」は、そこに登載された人物が「弁護士としてふさわしい」一定の能力をもつことを可視化する機能を有することになる。それゆえ反対に、弁護士としてふさわしくないと判断された場合、名簿からその名前が除き去られ（「除名」）、弁護士としての資格を失うこととなる（弁護士法第57条第1項第4号等）。また、こうした可視化の機能から、名簿には、それを閲覧できる見知らぬ他者との媒介という機能も存在する。つまり、弁護士の場合、依頼人が自らの抱える案件の解決にふさわしい弁護士を探し当てる一つの手段¹となりうると考えられる。ただし、本稿で参照するインタビュー調査に関するかぎり、一般的に、刑事弁護に関する名簿は非公開とされている²。

¹ 弁護士をその取扱業務から検索するインターネット上のサービスとして、日弁連が運用する「弁護士情報提供サービス ひまわりサーチ」が存在する。しかし、本サービスで提供される情報は、各弁護士の自己申告に基づいて掲載されているものであり、当該業務を取り扱う能力を可視化する機能という点では十分とはいえないだろう。

² 名簿の非公開という点については、本文の記述の通り、一定の留保の上では妥当すると考えられる。

したがって、依頼人は弁護士を直接指名することはできず、法テラスや弁護士会内部の委員会等の運営主体が介在する形で、弁護士とつながることとなっている。

以上で述べた、名簿が有する 2 つの機能は、それぞれ刑事弁護の領域において、刑事弁護の質の向上及び刑事弁護へのアクセスの改善という点と関わってくる。弁護士会が刑事弁護に関し作成する名簿への登載について、研修の受講等、一定の要件を課すのであれば、それは名簿に対し、当該業務を取り扱う能力を客観的に示す可視化機能をもたせることを意味する。また、弁護士の大都市偏在、刑事弁護活動に取り組む意欲をもった新人弁護士の減少、捜査段階での弁護活動の重要性等が指摘される中、名簿を活用した弁護士の速やかな指名と依頼人の元への派遣は、刑事弁護へのアクセス向上に資すると考えられる（下図参照）。

では、刑事弁護に関する名簿はその機能及び効果を十分果たしているのか。研修制度等、名簿登載のための制度のあり方、名簿に基づいた弁護士の指名の運用方法を含め、本稿では、現場で活躍する弁護士の目を通して、その実態の解明を試みることにする。

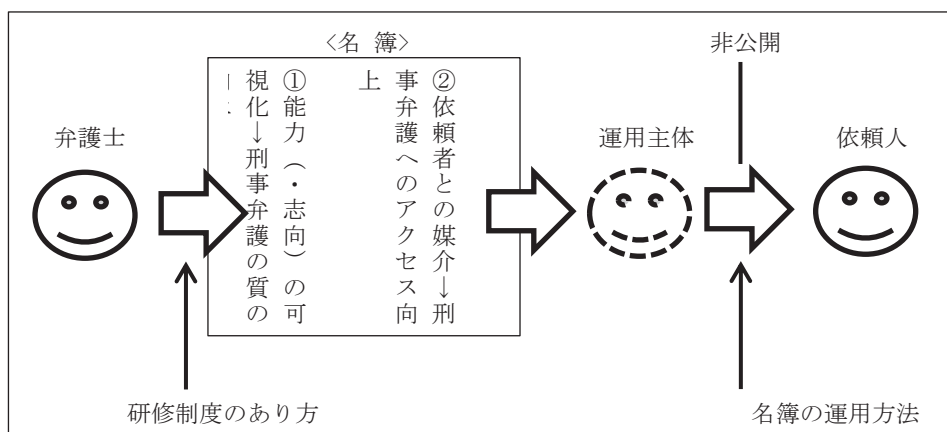


図 名簿に期待される機能と効果

Ⅱ. 刑事弁護に関わる名簿の種類

すでに触れたように、刑事弁護に関わる名簿は非公開であることから、依頼人による弁護士の指名ではなく、運営主体による弁護人派遣のための手段となっている。そこで今日、重

ただし、梓澤和幸「当番弁護士名簿公開の是非をめぐって」自由と正義 45 巻 8 号 (1994) 52 頁では、1994 年 5 月現在、当番弁護士名簿を公開している単位弁護士会として、以下の 6 つが挙げられている（括弧内の年月日は、公開の実施日である）。札幌（1992 年 10 月 15 日、福岡（1992 年 12 月）、山梨（1993 年 5 月 3 日）、沖縄（1993 年 6 月 6 日）、大阪（1993 年 8 月 1 日）、広島（1993 年 8 月 1 日）。さらに 20 年以上経過した現在、刑事弁護に関する各種名簿の公開の現状がどのようなものかについては、今後の調査課題としたい。

要な役割を担っているのが、国選弁護業務の運営主体として位置づけられている法テラスである³。法テラスは、裁判所等から国選弁護人の候補を指名して通知するよう請求があったときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備することとされている（日本司法支援センター業務方法書第73条第1項⁴）。その体制整備の中で最も重要な作業とされるのが名簿の作成である⁵。

では、名簿にはどのような種類があるのか。法テラスが一般的に考えられるものとして挙げているものをまとめたのが下の表である⁵。

表 法テラスが想定する名簿の種類

	名簿名称	内容
①	被疑者国選用名簿	担当日を決める待機制の名簿、担当日を特定せずに受任用意のある弁護士を搭載する名簿制など。
②	被告人国選用名簿	
	ア 通常事件用名簿	
	イ 裁判員裁判事件用名簿	指定された公判期日ごとに受任用意のある弁護士を登録する公判期日方式や、指名通知の請求があった日に打診を受ける弁護士を登録する請求日方式など。
③	即決裁判用名簿	
④	重大事件用名簿（被疑者・被告人共通）	重大事件や複雑困難事件など、弁護活動に特別な負担を要する事件に対応するための名簿など。
⑤	控訴審用・上告審用名簿	
⑥	その他の名簿	例えば、少年事件用名簿、支部ごと・地区ごとの名簿など。

法テラスによれば、これらの名簿は各地域において裁判所や弁護士会との協議を経て作成されるものである⁶。そこで示唆されているように、これらの作成は弁護士会に義務づけられたものではない。したがって、全国の弁護士会がそのすべてを作成しているわけではなく、他方で、「犯罪被害者対応の精通弁護士の名簿」など、ここには示されていない名簿を作成し

³ 法テラスは2006年10月から国選弁護関連業務の運用を開始し、2009年5月の被疑者国選弁護制度の対象事件拡大と裁判員制度の実施を経て、今日に至っている。法テラスが国選弁護業務の運営主体とされた理由としては、次のような点が挙げられている。法律扶助制度、被疑者弁護援助制度を運営してきた民事法律扶助協会の任務を引き継いだという歴史的経緯、公的資金を管理する上で公正中立性及び透明性を有する組織であること、過疎地を含め、国選弁護人の確保に対し責任を持ちうること、等である（川副正敏（2016）「国選弁護制度と日本司法支援センター」川崎英明・古賀康紀・小坂井久・田淵浩二・船木誠一郎（編）『刑事弁護の原理と実践』現代人文社、pp.74-75）。

⁴ https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/index.files/100862288.pdf 法テラス HP 2019年8月12日アクセス。

⁵ 法テラス「国選弁護関連業務の解説（平成30年7月改訂版）」6-7頁（<https://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/index.files/kokusenbengo-gyomukaisetu.pdf> 法テラス HP 2019年8月12日アクセス）。

⁶ 前掲注5）、7頁参照。

ている弁護士会も存在する⁷。また、名簿の名称も各地で多様である。たとえば、今回のインタビュー調査では「S 名簿」や「バックアップ名簿」といった異なる名称が、裁判員裁判事件における二人目の弁護人選任に関する名簿として別々の地域で言及された。

とくに、今回の調査では、同一の単位弁護士会内部においても名簿は非統一であるという実態が明らかとなった。そのことを示すのが次の発言である。

【発言①】公設弁護士 C2：[当会] の場合は裁判員裁判用の特別名簿は作ってませんので、〇〇県は作ってません。あ、失礼、[当会] は作ってません、[同一県内の他支部] は作ってますけど、[当会] は作ってませんので、極端でも何でもなく、例えば登録して1 件目の事件がいきなり殺人事件ですというケースだって理論的にも現実的にもある。[近隣県A] は一応別名簿作ってますよね、[近隣県B] も一応別名簿作ってますけど、[当会] はそれをやらないので。やらないから、[当会] の理念としては全員でやりましょうということで、それで一人目の先生から弁護士会なりに、或いは個別にツテをたどって二人目入ってくださいというふうをお願いされる、それは多いです。

また、この発言は、名簿作成には、機能的側面だけでなく、「理念」という観点も影響することを示している。とくに、「全員でやりましょう」という理念は、刑事分野における弁護活動に対するひとつのスタンスを象徴的に述べたものであり、後に示すように、他方で、こうした理念を明確に否定する発言も存在する。

Ⅲ. 名簿への登載に必要な要件・研修等

1. 名簿登載のための研修必修化の傾向

各弁護士会においてさまざまなものが作成されている名簿であるが、その登載に必要な要件とはどのようなものか。その点に関し、刑事分野の弁護で著名な弁護士は次のように述べている。

⁷ 言うまでもなく弁護士会が作成する名簿は、刑事分野には限定されない。今回のインタビュー調査では、たとえば、福岡県弁護士会が、自治体相談とは別に「リーガルエイドプログラム」という名称で生活保護の窓口で実施する相談に対応する弁護士名簿、また、管内の司法過疎地にある法テラスのバックアップに対応する弁護士名簿を作成していることが分かった。あるいは、日弁連 HP には、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の実施に伴い、子の返還に関する事件及び子との面会その他の交流に関する事件に対応する弁護士を紹介するサービスを行っていることが示されている（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/hague.html> 日弁連 HP 2019 年 8 月 12 日アクセス）。

【発言②】一般弁護士 A：それぞれの弁護士会が裁判員のための法廷技術とか公判前整理手続とか、そういう研修を必修化しているんですね。それを受けないと裁判員国選の名簿に入れないという仕組みを作り始めている。

今回のインタビュー調査はもちろん全国を網羅したものではないが、この発言にも示されている一般的傾向として、各種の名簿への登載は自己申告制ではなく、研修の受講等、何らかの条件をクリアすることが求められるようになっている。ただし、そうした制度への取組時期と弁護士会の規模とは関係がないことがうかがえる。たとえば、東京弁護士会において、新規に当番弁護士及び国選弁護人の名簿登録を希望する際、刑事弁護委員会が実施する研修の受講が要件とされるようになったのは2017年3月1日以降である⁸。また、次の発言が示すように、名簿の登載の要件としては、研修の受講に加え、他の条件が課されることがあり、その点でも、全国で統一の制度が存在しているわけではない。

【発言③】法テラス B2：〔裁判員裁判事件の二人目の弁護士選任に関する名簿（＝S名簿）への登載に関して〕〇〇地区のS名簿登録要件は法廷技術研修を受けていることと、あと〇〇地区で開催される裁判員裁判事件の座学研修を受けていることの2つが必須です。……名簿継続については何年かに1回ゼミですかね。

【発言④】法テラス E2：〔裁判員裁判事件の二人目の弁護士選任に関する名簿（＝「バックアップ名簿」）への登載に関して〕〔当会〕で規則がありまして、バックアップ名簿規則っていうのがあって〔1人目については特別な名簿なし〕、所定の研修を受けて、尚且つ裁判員1件以上かなんかの要件でバックアップ名簿に記載されるというふうになっています。……〔当会〕のバックアップ名簿もですね、かなり要件厳しいんですよ。年に3回以上受けなくちゃいけないとかいうのもあって。それだけ努力してバックアップ名簿に載ったのに年に1件も来ないってクレームがたまに来ます。

さらに上記の発言に関しては、名簿の更新制度のあり方、名簿とその運用とのミスマッチという課題の存在を指摘しておきたい。とくに、更新制度については、名簿の可視化機能、またその効果としての刑事弁護の質の向上という点からも確立が必要である。刑事弁護に必要な能力は、社会制度や技術の変化に応じて更新が図られるべき性格を有しており⁹、刑事弁

⁸ 東京弁護士会による会員向け情報提供誌「とうべんいんふお」による。当誌は2019年4月号より会員向けサイトに移行したため、一般には閲覧不可。

⁹ 2000年以降の刑事司法制度の改革とそのインパクトに関しては、本誌所収の平山論文参照。

護を担う弁護士として必要な資質・能力を担保する制度として構築することが求められるであろう¹⁰。

2. 研修内容の多様性

今回のインタビュー調査では、名簿への登載要件とされる研修の具体的内容を明らかにすることはできなかった。しかし、日弁連が作成する統一的なガイドラインのような存在に言及した発言もなかったことから¹¹、研修の内容については各弁護士会が独自に実施しているものと推測される。ただし、以下の発言にみられるように、豊富な経験と卓越した技能をもつ弁護士が多くの弁護士会で研修を担当することで、結果的に研修内容の平準化、刑事弁護の質の向上が図られているという側面も認められる。

【発言⑤】一般弁護士 A：僕がやる研修の講師で行くのはさっきも言ったように裁判員対応の法廷技術の研修が主なんですけども、繰り返し呼んでくれるところと一回も呼んでくれないところが実はあって……日弁連の裁判員分野に関しての委員とかも実は派遣してくれてなかったりして、名前だけだったりして、あまり情報が実は伝わってこない[弁護士会もある]。そういうところがありますけども、そういうところを除いては、ほぼ全国みんな裁判員に関しての法廷技術に関してはけっこう関心を持ったところが多いと。特に若手の弁護士はそういう感じがしますけど。

上記の発言が示すように、各弁護士会の取組には温度差がある。したがって、弁護士の個人的能力に依存しているだけでは、全国的な規模での質向上には限界がある¹²。そこで、ここでも重要な役割が期待されるのが法テラスではないだろうか。以下の発言は、そのことを示唆するものと考えられる。

¹⁰ 現在、不適格な弁護士を排除する制度としては懲戒制度が存在するが、刑事分野のみならず、弁護活動一般の質の保証、国民からの信頼の確保という点からは、弁護士全体に対する更新制度の導入も検討されてよいのではないだろうか。

¹¹ 日弁連は1999年制定の新規登録弁護士研修ガイドラインにおいて、単位弁護士会に対し、新規に登録する弁護士については、日弁連が作成したガイドラインに沿った研修を実施すること要請している(日弁連 HP https://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/training.html#kenshu_01 2019年8月12日アクセス)。

¹² 裁判員法が制定された直後には、日弁連が「裁判員制度実施本部」を立ち上げ、その中に作られた「公判弁護に関するプロジェクトチーム」のメンバーが全国の弁護士会に赴き、法廷技術のワークショップを実施していた。これにより裁判員法が施行される2009年までには、「見て聞いてわかる」法廷弁護技術の基本を身につけた弁護士を相当数全国に配置するところまでこぎつけたとされる。高野隆「裁判員制度の効果：10年を振り返って」自由と正義70巻5号(2019)、26頁参照。

【発言⑥】一般弁護士D：法テラスで研修やってるのってご存知ですかね？12回ぐらいの連続で、法テラスでスタッフ弁護士向けの研修をやってるんですけども、そういう感じでいろんな分野の比較的いろんなことをやってる弁護士が多い事務所なので、自分が専門性が比較的高いものについてアソシエイトに時間をとって勉強会やるっていうのをまず前提としてやっています。

この発言者は法テラスのスタッフ弁護士の経験を有しない、一般の法律事務所所属の弁護士である。そうした弁護士からも好意的に言及される法テラスの研修制度を基に、研修内容の体系化・全国的な平準化を進めていくべきではないだろうか。

3. 名簿の運用方法の多様性

では、各弁護士会で作成されている名簿はどのように運用されているのか。その点に関しては、法テラスと弁護士会との連携を含め、次のような発言があった。

【発言⑦】法テラス弁護士A1：国選事件の配点は地方事務所の役割ですが、[当会]は刑事弁護委員会が実質握っている状態ですね。選任権をもつ裁判所、お金を出す法テラス、配点の基礎になる名簿登録を担当する刑弁委員会が組んだ形で国選弁護人を選任する仕組みです。難易度の高い事件、負担の大きい事件、或いは被告人と弁護人がたびたびトラブルになって解任が続くような、そういうちょっと普通の人受けないだろうなという難件が発生した場合、刑事弁護委員会でいったん抱き取ると言いますか、誰をつけるかを考えて、委員会の誰かが引き受けるという流れを辿ることがあります。その中で、私自身、刑事弁護委員会の委員でもありますし、かつ、ここの人間だということで、刑事弁護委員会でこれはちょっと他の人は受けられないと考えた事件を引き受ける形に落ち付くことも過去ありました。

上記の弁護士会においては、法テラスは資金の管理・運用面での役割が重視され、実質的な運用主体は弁護士会内部の委員会が担っている。そして、弁護士の指名は名簿の記載順というより、委員会により事件ごとの判断がなされていることがうかがえる。それとは異なる運用のあり方を示すのが、同一の法テラス事務所に所属する2名の弁護士による次の発言である。

【発言⑧】法テラス弁護士 E1 : [当会] は名簿配点ですので、明確な名簿配点です。私は 1 年目東京にいたので、東京だったら霞ヶ関の 3 階に行けば事件を拾ってこれる仕組みになってますので、その仕組みは [当会] は取ってないんですよ。

【発言⑨】法テラス弁護士 E2 : 名簿の登録のやり方を増やせるんですよ, [当会] の場合は。なので刑事弁護を多めにやりたいって時にはその希望を出すと配点が 1.5 倍になったりするので。..... [同一県内の他支部] だと 7 倍配点とかがあらしい

前者の発言では、「明確な名簿配点」という運用方法が東京の実態と対比されながら示されていることから、上記法テラスの所在地の弁護士会においては、運営主体の裁量は大きくないと考えられる。その一方で、後者の発言では、弁護士個人は名簿への登載段階で、刑事弁護への意欲を反映でき、また、その方式が同一の弁護士会の中でも多様であることが述べられている。

本稿で取り上げた発言はわずかではあるが、名簿のあり方については、その運用方法も含めて検討する必要があることが示唆される。

4. 名簿の運用方法の不透明性

では、その運用方法について、それぞれの弁護士会内部では、どの程度周知されているのだろうか。この点については、次の発言が手がかりとなる。

【発言⑩】一般弁護士 B : 最近それ [=裁判員裁判の担当] はないんです。それがなぜないのかっていうことを振り返って考えると、一つは事件数が減ってるんですね。当初、3000 件の予想が今は 1000 件ぐらいなんです。だから裁判員対象の事件の被疑者の当番になっても回って来ないんですよ。それからあとは恐らくは若手に有力な人がたくさん出てきたんで、同じ名簿の中でもまずは若い人に移るんじゃないかと推測しています。

上記の発言者は、所属弁護士会の刑事弁護委員会でも熱心に活動されている弁護士である。そうした経験豊富な弁護士でさえ、裁判員事件数の減少¹³及び一部の若手優先という要因を挙げつつ、「推測」として語っているように、今回のインタビュー調査では、名簿が誰によっ

¹³ この点をデータで示したものとして、前掲注 12)、19 頁参照。

てどのように運用されているのか、その実態を明らかにすることはできなかった。後日、当該弁護士に再度確認したところ、運用方法、また、名簿に登載されている個々の会員については弁護士会内部でも公示されておらず、具体的には知らないということであり、むしろそのような不透明性こそが名簿運用の特徴とみることができるのではないだろうか。

IV. 名簿制度の効果と課題に関する弁護士の認識

1. 裁判員裁判における弁護の質の向上

名簿制度の効果について、弁護士はどのように評価しているのだろうか。その点に関し、たとえば、次のような発言がなされた。

【発言⑩】一般弁護士 A：重要な問題点は裁判員の国選をお年寄りが取ってしまって、何もしないで普段の何倍もの報酬を取っちゃうっていう現象がかつてはあったんですが、最近はそのも無くなりつつあって。というのは、それぞれの弁護士会が裁判員のための法廷技術とか公判前整理手続とか、そういう研修を必修化しているんですね。それを受けないと裁判員国選の名簿に入れないっていう仕組みを作り始めている。だからそこからはそういうヤメ検、ヤメ判のお年寄りは排除されるようになりつつある。そういった意味で第一審の裁判員の方は少しずつ技量が優先されている。だけど問題は控訴審、上告審で彼らがごそっと持って行って、何かどうでもいいような書面を書いてやっているっていう部分はまだ残ってる。少なくとも一審の裁判員の国選の名簿は改善されつつある。

ここでは、裁判員裁判事件用の名簿に登載するための要件として研修が必修化されたことで、不適切な活動を行っていた弁護士を排除する効果があったことが指摘されている。それはある意味で、裁判員裁判の肯定的インパクトともいえるが、そうした効果は裁判員制度の実施と同時ではなく、最近の傾向であるとの認識も示されている。ここから明らかになるのは、以前から存在していた被告人国選弁護用の名簿が、裁判員裁判という新たな制度の要請に応えるべく変化し、その新たな運用の下で行われる弁護の活動の質の向上に寄与するという、裁判員制度と名簿との相互補完的な関係である。したがって、弁護の質向上がさらに控訴審・上告審へも波及するには、控訴審・上告審用の名簿にも何らかの変化が必要とされることになる。

他方、裁判員制度がはじまっても、とくに名簿を新しくする必要はないという発言もあつ

た。その一つが次のものである。

【発言⑫】一般弁護士 K1：裁判員裁判の。一人目は〔当会〕の旧来のやり方と同じように、裁判員裁判を対象とした名簿、特殊な名簿は持ってないんです。誰が当たるかわからない。そして考えというのは、なるべく幅広い弁護士が刑事事件をやることによって全体がアップしていくという考え。これは昔から〔当会〕がやってるシステムなんですけども。だから裁判所とすればやっぱりちゃんと裁判員裁判ができる〇〇〔一般弁護士 K1〕にやって欲しいという要望がかなり強いんですけども、とにかく一人目は平等にやります、と。但し二人目については「バックアップ名簿」というのから付きます、というふうにしております。

ここでは、従来の名簿のもと、多くの弁護士に裁判員裁判を担当する機会を保障することで、結果的に、全体として刑事弁護の質が向上するという見方が示されている。その背後には、先にみた、刑事弁護は「全員でやりましょう」という理念があると考えられる。

しかし、こうした弁護士の自律性に期待する意見に対して、真っ向から反対する意見を述べる弁護士も存在する。

【発言⑬】一般弁護士 D：〔当会〕だと義務研修って1年目の弁護士に一人1件やらせるんですね。そんなわかんないですけど、極端な言葉でいうと将来刑事弁護やるかどうかかわからない人のために依頼者を実験台にしているみたい、僕の中で違和感が強くて。そういうみんながやらなきゃいけないみたいな発想は早く捨てたほうがいいんじゃないかなって。ただ、そうすると結局じゃあ誰がやるんだって当然他方で出てくると思うんで、そのやっぱり片方で出てくるのはどうしても国選報酬低すぎるよねって問題意識はそれはやっぱりありますよね。

この発言では、刑事弁護は一定の資質・能力のある者が担うべきであるという主張が、依頼人中心の理念と結びつくことが示唆されている。こうした弁護士間における刑事弁護に関する理念の相違は、さまざまな制度のあり方に影響を及ぼしている。

次に、研修の受講を要件とする新たな名簿制度が抱える課題について、弁護士がどのように認識しているのかみていきたい。

まず言うまでもなく、名簿さえ適切に作成すれば、ただちに弁護の質が向上するわけではない。適切な名簿が適切に運用されてこそ目的は達成される。そうした運用の観点から名簿制度の効果に疑問を呈する意見がある。たとえば、次のような発言である。

【発言⑭】法テラス弁護士 E2：例えば「近隣県 A」ですと裁判員裁判対象事件を受けますよということで一応刑弁の特別名簿作ってますけど、ほんとにとんでもない事件が、例えばこの前の〇〇のああいう事件の時にですね、じゃあ、あの事件は知りませんよ、私が知ってる人で別の普通の裁判員裁判事件、二人目の人をお願いしたら全然わかってない人が来たとかですね、ほんとにちゃんと機能してるのかどうか。どうも聞くところだと「近隣県A」も名簿順に回してると言いつつもそうじゃなくて、事件の規模に応じて二人目は相当吟味して選んでるなっていう感じがしますけどね。

この発言にあるように個別の事件ごとに吟味した上で選任するという運用がなされるのであれば、新たな名簿を作成するコストとの比較考量が必要になるだろう。研修の実施は、そのコストの大きな一部であると。そこで次に、研修制度の課題に関する弁護士の認識をみていきたい。

2. 研修強化のジレンマ

まず次の発言は、名簿への登載要件として研修を必修化することが、予期せざる効果をもつ可能性を指摘する。

【発言⑮】公設弁護士 A1：ちゃんと研修、「当会」の場合だとちゃんと研修を受けてやってる場合、名簿登録してる場合には「裁判員裁判の弁護人として不適切だとしても」なかなか排除は難しいかなと思います。

本来、不適切な弁護士を排除する効果を狙っていたはずのものが、逆に、排除を否定する根拠となりうるということである。具体的な事案への言及はないが、現場を知る弁護士からの、「研修の受講＝技能の向上」という図式の一般化に対する疑問と考えられる。

たしかに、研修による技能の習熟度に個人差があるにせよ、全体としては、一定程度の技能の向上が図られることは明らかであろう。そこで、やはり研修を受講しない弁護士が存在する点を問題視するのが以下の発言である。

【発言⑯】一般弁護士 C：我々研修をしょっちゅうやるわけですけども、研修は任意ですし、裁判所とか検察庁がやる研修と違って、やっぱり言っても出てくる人はほとんどおんなじです。だから研修義務化とか強制しなきゃいけないんだろうけども、そこは最

近でもずっと議論になってますけど、結局同じような人ばかり来てて、一部の人はスキルアップをしてて、一部の人はそうではない。恐らく感覚的ですけど、刑事裁判官の目から見たらまともにやってるなっていうのはきっと3割ぐらい。酷い弁護士が多い。我々は残念ながらその酷い弁護士っていうのはあんまりわからないんです。裁判官からいろいろの場で聞くと、研修頑張ってもらおうのもう少しなんとかならないのって言われることも。

ここでは、研修強化の必要性は弁護士内部だけでなく、ともに刑事裁判を担う裁判官からも認識されていることが示されている¹⁴。その一方で、現状の任意制では効果に限界があるが、弁護士の自律性という理念を尊重するのであれば、強制・義務化については反対も強いということだと考えられる。

では、日弁連が各弁護士会に要請している新規登録研修¹⁵のような形式で、刑事弁護の内容を強化するという方向性についてはどうだろうか。この点に関連するものとして、次のような発言がある。

【発言⑰】一般弁護士 A：裁判員法ができて日弁連が法廷技術っていうのをやると。私はそれを推進した張本人ですけども、弁護士会でやるということになるとやはりどうしても全ての弁護士が参加できるものにしなければいけない。そうすると三日も四日も弁護士を拘束するっていうことはそもそもできないですし、これ自体かなり破天荒だったんですけど、二日間と三日間っていうのを私は作ったんです、パッケージを。これはもう、とてつもないことだと、弁護士会の研修としては。それまでは二時間とか三時間の研修。講師が話を聞いて帰るという。だけど、僕が日弁連で始めたのはアメリカのニーター [=NITA: National Institute for Trial Advocacy 全米法廷技術研究所] っていう方式で、生徒を集めて講師のレクチャーは20分ぐらい、あとは実戦で。実践しながらやるっていうのを、ニーターの場合は十日間ぐらいですけども。それを二日間のパッケージで。これはある意味革命的と言ってもいい。その後そういう実践的なものができたんですけども。だけどそれが限界なんですよね。誰でも、どんな弁護士でもやれるっていうと、やはり週末二日間っていうのが限界なんで。

¹⁴ とくに、連日的開廷と直接主義・口頭主義の徹底が不可欠である裁判員裁判との関係で、弁護技術向上の必要性とそのために実施されている研修に関して、西村健「弁護士技術の向上—裁判員裁判を中心にして—」浦功・編『新時代の刑事弁護』成文堂（2017）、121-152頁参照。

¹⁵ 前掲注11）参照。

ここでは、すべての弁護士が受講できるという条件は、より実践的で質の高い研修実施にとっては強い制約であること、しかし、その中で新たな試み¹⁶が模索されていることが示されている。

他方、誰もが受講できる研修による全体の底上げではなく、資質・能力のある一部の弁護士を対象に研修制度を充実する方向性を支持する次のような発言もある。

【発言⑱】一般弁護士 D：国選名簿は誰でも登録できるが故に事故案件とかも起こってくるので、やっぱりできるものだとみんながやるものなんだっていうのを捨てたいんですね。ちゃんと希望する人が研修とか事件に向けてモチベーションを持って取り組んでもらうことによって初めて刑事弁護、国選って形での割り当てが受けられるんだ、公認ができるんだって形にしたい。逆に言うと、そういう公認を受けた人にはそれに相応しい報酬を払うべきなんじゃないかなって他方で思うわけですね。さらにやっぱり裾野は広げなきゃいけないと思うのはそういうふうに研修とか受けたりとか、或いは事件を実際にやりたいと思ってくれる人にはやっぱり研鑽の機会っていうのを弁護士会として与えるべきで、そのためには研修プログラムをきちんと用意したりとか、[当会]の裁判員センターで今やっていて、なかなかそこまでたくさん活用されてるわけじゃないんですけど、やってるのは[当会]が管理してる裁判員事件については報告担当者とかをつけて、実際に担当してない裁判員センターの弁護士がそのやっている二人の弁護士の弁護活動とかを報告したりとか、裁判所がやってる反省会に出席して結果を報告してもらうとか。

ここでは、刑事弁護は「全員でやりましょう」という理念が、現実に依頼人に損害をもたらしていることを根拠に、研修のあり方について方針転換が図られるべきこと、その結果として提供される質の高い弁護活動には、それに見合った報酬が与えられるべきであることが主張されている。では、そうした制度を実現・維持するためにはどうすればよいのか。この点に関連し、当該弁護士からは次のような発言があった。

3. 国選弁護人制度に対する国民からの信頼の獲得

【発言⑲】一般弁護士 D：ちょっと違う話になるかもしれませんが、割と[当会]の裁判員センターの中でちょいちょい最近雑談的に話題になるのが国選弁護についてなぜ

¹⁶ この発言で言及されている NITA 研修を参考にした日弁連での研修内容の詳細については、前掲注 14)、136-141 頁参照。

被疑者、被告人が弁護士を指名できないのかっていう話ってちょっと話題になってるんですね。……拘置所に 500 通か 1000 通か手紙を送りつけて、開廷表見て、今の弁護士であなたは満足してますかみたいなアンケートを勝手に取ったっていうことがあったんですよ。多くの人はそれはかなり強い不満を持っておられたと。最後のところにももしあなたが頼んでるのが国選弁護士で指名できる制度があったらどうですかって言ったら、それはやっぱりほとんどの人がそれは希望したいと書いて。もちろん人が限られてきた時にお金を取ってきにくくなったり、理解が得にくくなるって時に、ただ味方をつけなきゃいけないのはユーザーである依頼者とか潜在的な依頼者の方だと思うんですね。その人たちが、いややっぱり国選弁護ってきちんと自分の希望に沿った仕事をやってくれて、あれはすごくいい制度だったと。だからきちんとそこにはお金をつけてくださいって声を出してくれればすごく素敵なことだなっていうふうに僕はずっと思ってるんですよ。ただ政治的調整の中で上の先生がどこからともなくお金を持ってくるっていうのも恐らく現実的な選択肢なんですけど、そこはちょっと僕みたいに政治に疎い弁護士にはなかなか想像がつかないところなのでお答えがしようがない。ただ、強いて言うとならやっぱり弁護士会内とか弁護士全体の中っていうよりは、やっぱり制度として国民に支持されるような国選弁護制度を作らなきゃいけないってことが現場で働いている弁護士としてはできる精一杯なのかなって。

上記の発言で言及されている、依頼人による国選弁護人の指名制度は、本稿の冒頭で述べたように、名簿のもつ媒介機能をより直接的に活用することを意味する。[一般弁護士 D] の一連の発言をまとめるならば、次のような制度が構想されることになるだろう。つまり、資質・能力がある弁護士が、より実践的で、質の高い研修の受講を通じ、高度の弁護技術の修得・更なる向上に努め、かつ、そうした者のみが登載される名簿から、依頼人がそのニーズに応じて自由に弁護士を指名する。そして、こうした制度を国選弁護制度で実現するためには、そのコストを負担する国民からの信頼の獲得が重要であることが指摘されている。

V. おわりに

弁護士にとって、日弁連に備え置かれた弁護士名簿は、自らの存在証明となるものであり、きわめて重要なものである。ではそこには何が記載されているのか。日弁連の会則（第 18 条）によれば、以下の 10 項目、具体的には（1）弁護士の氏名、本籍及び生年月日、（2）会規で定めるところにより使用される職務上の氏名、（3）弁護士の事務所及び住所、（4）所属弁護士会の名称、（5）登録番号、（6）登録年月日、（7）登録換えの年月日、（8）登録事項変更の

年月日及びその事由，(9)懲戒の処分，(10)登録取消しの年月日及びその事由が，記載・記録されるとなっている。本稿で着目したように，刑事弁護の領域では，さまざまな名簿が作成されている。これまでの調査では，その実物を目にするとはなかったが，そこに記載されている内容も上記の項目とほとんど重なるのではないだろうか。したがって，名簿それ自体は単純明快なものと言える。

では，なぜ名簿が新たに作成されるのか。その理由として，本稿では，可視化及び媒介という 2 つの機能を指摘した。刑事弁護の領域では，扱う事件や依頼人の特性に応じた名簿が作成されているが，そこに登載された弁護士は，その特性に対応できる，ある種の専門的な能力（あるいは，少なくとも対応しようという志向）を有していることが，外部から見えるようになる。そして，その見え方の正しさを担保するのが，登載の要件であり，その中のひとつが研修制度である。また，そのように名簿が妥当なものであれば，依頼人は自らにとって望ましい弁護士と容易かつ迅速に出会うことができる。その媒介の成功によって，名簿の正しさはさらに強化される。

では，刑事分野における名簿はこうした機能を十分に果たしているのだろうか。これまでのインタビュー調査の結果を踏まえるならば，可視化の機能については，特定の領域，すなわち，裁判員裁判事件においては，その効果が発揮されつつあるといえるだろう。研修の受講を要件とする新たな名簿によって，従来，不適切な活動を行っていた弁護士はそこから排除されつつあることが指摘されている（【発言⑩】参照）。他方，媒介の機能については，依頼人の評価という視点が重要となるとともに，そもそも名簿の運用方法に不透明性があることから判断が難しい。ただし，【発言⑨】において言及されていた，担当の国選弁護人に不満を抱く依頼人が多いという調査結果によれば，媒介機能は十分発揮されているとはいえないだろう。

そこで，これらの機能を改善するためにはどのようなことが考えられるのか。可視化という点からは，その前提として，何を見えるようにするのか，つまり，専門性の認定基準が問題となる¹⁷。現在，研修制度がその役割を果たしているが，逆機能が生じないよう（【発言⑮】参照），受講認定の厳格化等が必要になるだろう。また，対象者の拡大が制約になるのだとす

¹⁷ この点は，いわゆる「専門弁護士認定制度」の議論とつながる。海外においては，「ある一定の業務分野にすぐれた実務能力を有する弁護士をスペシャリスト（specialist）として公式に認定する仕組み」（武士俣敦「専門弁護士認定制度の認定分野と認定基準について」福岡大学法学論叢 49 巻 1 号（2004）3 頁が存在する。日本でも議論されているが，弁護士からの反対も根強く，導入には至っていない。そこでの反対意見のひとつに，「弁護士はジェネラリストであり，スペシャリストを標榜する弁護士は不要」（上原武彦「専門弁護士の導入についての課題とその解決策を考える——市民，企業のニーズに応えるために——」森勇編『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業増』中央大学出版（2015），66-67 頁）というものがある。これは本稿において示した，刑事弁護は「全員でやりましょう」という考え方にも通じるものである。なお，「専門弁護士認定制度」に関して，アメリカ，イギリス，カナダの状況については，武士俣上記論文，ドイツの状況については，上原上記論文所収の論文集の第一部を参照。

れば(【発言⑰】参照), まずは少人数の有志での取組, たとえば, 【発言⑱】で述べられているように, 実際の裁判員裁判事件での活動を観察した弁護士の報告をもとに, 担当弁護士も参加する検討会形式の研修の実施も考えられる。これなどはすでになされている試みではあるが, そうした小規模の試みを各地である程度の頻度で繰り返すから, 全国規模の制度構築につなげていくことが必要であろう。あるいは, 可視化と媒介の機能は相互に強化しあう関係にあることから, 依頼人の評価を集約して(【発言⑲参照】), 依頼人から高く評価される弁護士のロールモデルを明確化し, そこから求められる専門性の基準を導き出すことも考えられるかもしれない。

今回のインタビュー調査を通じて, 刑事弁護に関わる登録制度・研修制度については, ①同一弁護士会の支部レベルにまで及ぶ多様性がある, ②そこには刑事弁護のあり方に関する理念が反映している, ③「名簿」という, それ自体は単純な対象のあり方と①及び②が相互に結びついていることが明らかとなった。今後はそうした多様性をもたらしたものは何か, また, 理念は変わるのかという点も含め, 名簿という対象を通じてさらに考察していきたい。

(付記) 本稿は, JSPS 科研費(基盤研究(B) 18H00803・研究課題名「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」研究代表者: 宮澤節生)による研究成果の一部である。